**○環境省令第十一号**

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第九条第三号及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

環境大臣　江田　五月

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

**第一条**　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号ラ中「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号」に改め、「、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務」を削る。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号ト中「による放送」を「による基幹放送」に、「有線テレビジョン放送（昭和四十七年法律第百十四号）による有線テレビジョン放送施設」を「有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する放送設備」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年六月三十日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定により有線放送電話に関する法律の規定の適用についてなお従前の例によることとされる放送法等の一部を改正する法律附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が行う同法第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供する施設の管理のために必要な行為に係る第一条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則第一条の二第四号ラの規定の適用については、なお従前の例による。

# 規　則

**○会計検査院規則第五号**

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則

会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第六号中「第四十条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十三年六月三十日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

**人事院規則九―三〇―七五**

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中「研究職俸給表三級以上の級」を「研究職俸給表三級以上の級　専門スタッフ職俸給表の全ての級」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―三〇の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

**人事院規則九―一二九**

東日本大震災に対処するための人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の特例

（死体処理手当の特例）

**第一条**　職員（警察庁若しくは海上保安庁に所属する職員又は検察庁に所属する検察事務官を除く。）が東日本大震災に対処するため死体を取り扱う作業等に従事したときは、死体処理手当を支給する。

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、千円（人事院が定める場合にあっては、二千円）（心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあっては、その百分の百に相当する額を加算した額）とする。

3　警察庁若しくは海上保安庁に所属する職員又は検察庁に所属する検察事務官が東日本大震災に対処するため業務を行う場合における規則九―三〇（特殊勤務手当）第十一条の適用については、同条第一項第一号中「死体の収容等」とあるのは「死体を取り扱う作業等（次号に掲げる作業を除く。）」と、同条第二項第一号中「千円」とあるのは「千円（人事院が定める場合にあっては、二千円）」と、同項第二号中「千六百円」とあるのは「千六百円（人事院が定める場合にあっては、三千二百円）」とする。

（災害応急作業等手当の特例）

**第二条**　職員が次に掲げる作業に従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

一　東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事院が定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三　本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事院が定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

四　本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事院が定めるもののそれぞれの屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）

2　前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の作業のうち次号に掲げるもの以外のもの　二万円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事院が定める額を加算した額）

二　前項第一号の作業のうち人事院が定める施設内において行うもの　五千円

三　前項第二号の作業のうち屋外において行うもの　一万円（心身に著しい負担を与えると人事院が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）

四　前項第二号の作業のうち屋内において行うもの　二千円

五　前項第三号の作業のうち屋外において行うもの　五千円

六　前項第三号の作業のうち屋内において行うもの　千円

七　前項第四号の作業　二千五百円

3　同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあっては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。